

令和7年度小学校新1年生の
保護者のみなさまへ

希望者のみ申請してください

就学援助 新入学学用品費の入学前支給のご案内

港区では、お子様が安心して学習できるよう、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者の方に、学用品費や校外学習費等の経費の一部を援助する就学援助という制度があります。

就学援助の支給費目のうち、新入学に必要な学用品や通学服等の購入経費を補助する新入学学用品費については、小学校の入学前に支給します。ご希望の方は、ホームページを確認の上、期限までに必ず申請してください。

なお、令和7年4月の小学校入学後も引き続き就学援助の受給を希望される場合には、入学後も忘れずに申請してください（入学後に関係書類を別途配布します）。

1 援助を受けられる方

以下のすべてに該当する方が就学援助の対象となります。

※支給後に下記の要件を欠いた場合、新入学学用品費を返還していただくことになります。

- (1) 港区にお住まいの方（令和7年4月の小学校入学前に港区外に転出する方は申請できません。）
- (2) お子さまが令和7年4月に学校教育法第1条に規定する小学校または義務教育学校の前期課程に入学予定の方（学校教育法第1条に規定する学校として認められていないインターナショナルスクール等に入学予定の方は申請できません。）
- (3) 令和6年度就学援助の準要保護に該当する方（詳しくは港区ホームページをご覧ください。）

※生活保護を受けている方は、生活保護費から同様の費用が支給されるため、入学前支給の申請の必要はありません。



（港区ホームページ）

2 申請方法・期限（希望者のみ）

(1) 申請方法

右の二次元コードから申請画面に移動し、**オンライン手続きにより申請してください**（日本語のみ対応）。紙での申請を希望される方は、港区ホームページから申請書をダウンロードし、郵送または窓口で申請してください。ご不明な点は下記問合せ先までご相談ください。

(2) 申請期限

令和7年1月10日（金）

※令和6年度内は随時申請を受け付けますが、申請期限を過ぎた場合、支給時期が令和7年3月以降となります。



（申請用サイト）

(3) その他

- お子様が複数いる場合、お子様それぞれの申請が必要になります。
- 申請内容をもとに審査し、令和7年2月中旬に認定結果のお知らせを郵送する予定です。

3 支給額・支給時期（認定者のみ）

支給額 64,300円（定額）

支給時期 令和7年2月下旬（予定）

支給方法 申請時に指定された口座にお振込みします。

※申請期限以降の申請については、随時結果の通知及び支給を行います。

＜問合せ・提出先＞ 港区教育委員会事務局 学校教育部 学務課 学校運営支援係
〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所7階
TEL 03(3578)2731